

# 1月の相談・リハビリ・教室・検診ガイド

| 岩 城                                                               | 生 名                                                        | 弓 削                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>■健康相談 10:00～11:30</b><br>7日 海原公民館<br>11日 小漕公民館<br>20日 生活文化センター | <b>■成人老人健康相談 10:00～11:30</b><br>11日 三分団集会所<br>25日 西浦集会所    | <b>■健康相談 9:30～10:30</b><br>6日(木) 明神集会所<br>7日(金) 中都・浜都集会所<br>11日(火) 狩尾集会所<br>12日(水) 土生集会所 |
| <b>■にここ広場 14:00～16:00</b><br>12日 北集会所<br>26日 保健センター               | <b>■乳幼児健康相談 10:00～11:30</b><br>18日 保健センター                  | <b>■潮湯健康相談 11:00～14:30</b><br>7日(金)・20日(木) 潮湯                                            |
| <b>■さくらんぼサークル 10:00～12:00</b><br>18日 保健センター                       | <b>■地域リハビリテーション 10:00～12:00</b><br>6日 保健センター<br>13日 三分団集会所 | <b>■育児教室 10:00～11:30</b><br>18日(火) 保健センター                                                |
| <b>■乳がん・子宮がん検診</b><br>24～25日 保健センター                               |                                                            | <b>■地域リハビリテーション 14:00～16:00</b><br>13日(木)・27日(木) 保健センター                                  |
|                                                                   |                                                            | <b>■健康ウォーキング 9:00～10:00</b><br>27日(木) 消防本部前                                              |

## 消費税の届出と記帳等の準備はお済ですか？

～新たに課税事業者となる個人事業者の方へ～

■今治税務署 TEL 0898-32-6102 ■税務相談室今治分室 TEL 0898-33-2222

■国税庁ホームページ URL <http://www.nta.go.jp/>

### ●消費税の納税義務者となる方は？

平成15年分の課税売上高が、1,000万円を超える個人事業者の方は、平成17年分において消費税の申告と納税が必要となり、課税事業者となります。

### ●届出書の提出がお済でない方は速やかに！

新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要がありますので、届出書を未提出の方は、所管の税務署に速やかに提出してください。

### ●課税事業者は日々の記帳を適切に！

課税事業者は、帳簿を備え付け、取引の内容等を整然と、かつ、明瞭に記載し、これを7年間保存しなければなりません。

平成17年分消費税の申告・納付は平成18年3月31日までにすることとなりますが、申告・納付すべき消費税を正しく計算するため、日々の取引の状況を適切に記帳しましょう。

### ●ご注意！

★原則課税を適用している事業者（簡易課税制度を適用していない事業者）は、課税仕入れ等に関する帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

★簡易課税制度を適用している事業者で、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上高を事業の種類ごとに帳簿等で区分しておく必要があります。

### ●届出書の用紙はどこにあるの？

届出書等の用紙は、最寄の税務署に備え付けています。

